

店舗等設置スペース概要及び設置条件

【 店舗等設置スペース概要 】

項 目	東豊線東区役所前駅	備 考
所在地	札幌市東区北13条東2丁目	
設置場所	地下1階コンコース3番出口横	
一日平均駅乗車人員（令和5年度実績）	8,258人	
最大使用可能面積	16.5㎡	
使用料概算（月額）	174,900円	税抜
道路占用料	必要（市道下）	約161,172円/年
付近天井高	2900mm	
使用開始可能時期	許可日以降使用可能。当局と協議の上、調整を行うこととする。	工事可能開始日より使用開始

【 店舗等の設置条件 】

項 目	東豊線東区役所前駅	備 考
想定店舗形態	対面型店舗	
店舗構造	1. 構造等	耐火構造の床・壁等で、防火・防災区画。1時間耐火以上の壁と天井で区画。 耐火構造の床・壁等で、火・防災区画。建築基準法第2条第7号、同施行令第107条に規定する1時間耐火以上の壁と天井で区画。 出店前に消防局への確認申請が必要。
	2. 店舗シャッター	防火設備（遮煙性能を有するもの） 建築基準法第2条第9号の2ロ、同法施行令第112条第14項第2号の規程による。
材料	構造材・壁・天井・内装（下地を含む）は不燃材料	建築基準法第2条第9号の規定による。
什器類	不燃化をはかること	
外壁面の店名表示	設置可	店名表示のみ
店舗内設備	給水設備	設備なし 必要な場合は当局と協議が必要
	排水設備	設備なし 必要な場合は当局と協議が必要
	N T T 電話回線	設備なし 必要な場合は当局と協議が必要
	空調設備 室外機	設備なし。 必要な場合は当局と協議が必要
	ガス設備	設置不可 禁止
防火設備	パッケージ型自動消火設備	基本必要 10㎡以上の場合に設置
	自動火災報知設備	要設置 消防局と協議すること。 設置が必要な場合は、駅の火災警戒に組込む必要があるため付近の既設感知器に接続。
	インターホン設備	要設置 緊急時の連絡手段として、駅事務室のインターホンにつなぎ込む必要あり。
	排煙設備	コンビニ型店舗等は要設置。対面型店舗は不要。
	誘導灯	基本不要 消防局と協議すること。
	非常照明	基本不要 消防局と協議すること。
電気設備	設備無し	単相三線100/200V20A 100V及び200V供給可